

ID: 138

担当部署: 生活環境課

<b>処分の概要</b>	許可証の再交付		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町廃棄物の処理及び再利用の促進等に関する条例施行規則 第12条		
<b>例 規 番 号</b>	平成10年 規則第9号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (許可証の再交付)                  第十二条 許可業者は、許可証を紛失し、破損し、又は、汚損したときは、直ちに許可証再交付申請書(別記第七号様式)により町長に申請しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日